

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について公表します。

国家公務員法等の一部を改正する法律(平成19年法律第108号。以下「改正法」といいます。)による改正後の国家公務員法等が平成20年12月31日から施行されました。

これに伴い、同法等に定める「国と特に密接な関係がある特例民法法人(以下「密接特民法人」といいます。)」に係る該当の有無の確認等について、平成21年1月30日(金)までに公表ならびに国に対して報告することが義務付けられました。

社団法人全国病院理学療法協会は、平成21年1月30日に総務省宛【該当しない】旨を報告いたしましたので、併せて公表いたします。

【以下原文写し】

(様式1)

平成 21 年 1 月 30 日

社団法人 全国病院理学療法協会

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について(公表)

当法人は、「国家公務員法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。)による改正後の国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号。以下「改正国公法」という。)第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 12 条並びに独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 54 条の 2 第 1 項において準用する改正

国公法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 10 条において準用する改正法附則第 12 条、職員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 389 号)第 32 条及び附則第 4 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 390 号)第 18 条及び附則第 3 条、職員の退職管理に関する内閣府令(平成 20 年内閣府令第 83 号)第 9 条及び附則第 3 条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成 20 年内閣府令第 84 号)第 8 条及び附則第 3 条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨報告いたします。

【本件連絡先】

電 話 03(3494)1948

FAX 03(3494)1950

電子メール yakuaa@mars.plala.or.jp